

事務連絡
令和3年12月7日

都道府県
各 指定都市
中核市

自殺対策主管部（局）
民生主管部（局）

御中

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室

自殺念慮者等支援における重層的支援会議・支援会議の活用について

令和3年4月1日から施行の属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）と自殺対策との連携に関しては、「重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について」（令和3年3月29日付参自発 0329 第1号・社援地発 0329 第7号大臣官房参事官（自殺対策担当）・社会・援護局地域福祉課長連名通知）により既に通知しているところです。また、自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であり、その背景には様々な社会的要因があることが知られています。複雑化・複合化した課題を抱えている自殺念慮者やその家族等に対して「生きることの包括的な支援」を実施するためには地域の様々な関係機関等が連携して支援を行うことが必要です。

今般、地域における自殺対策の支援体制等に関する厚生労働大臣の指定調査研究等法人によるヒアリングの結果、自殺対策担当係等において医療機関や警察等の関係部署・機関からの自殺念慮者等の支援対象者に関する情報の収集や個人情報の取扱い等に苦慮している事例が散見されました。

こうした状況に鑑み、重層的支援体制整備事業実施市町村におかれては、自殺念慮者等への支援を検討する場合には、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう）・支援会議（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6第1項に規定する支援会議をいう。以下同じ。）の枠組みを活用し、個々の支援ニーズに応じて地域の関係部署・機関に対し積極的な参画を求めるとともに、自殺対策の庁内連携会議等と組み合わせるなど、自殺対策関係部局の積極的な参画を引き続きお願いいたします。なお、先の通知のとおり、支援会議の開催に当たっては、本人同意の有無に関わらず、構成員間で支援に必要な情報共有等が可能とされていることから、別添の留意事項等（先般発出された「重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答集」（令和3年3月31日付）及び「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和3年3月29日付地域福祉課長通知）からの抜粋）を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。また、都道府県におかれては、管内市町村に対し、これらの会議が案件に応じ柔軟に構成員を変更することが可能であることを周知いただき、協力依頼等の必要な支援をしていただきますようよろしくお願いいたします。

貴職におかれては、以上の内容について十分にご了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び支援関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

○「重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答集」（令和3年3月31日付）より抜粋

P.16 問1（6）－3

「支援会議は本人の同意がなくても守秘義務の規定により他部局・関係機関との情報共有が可能とされているが、実際に支援を実施する際には、支援会議に参加していない関係機関に支援を依頼する場合もあると思われ、手引きによる規定のみでは根拠が弱いと思われる。今後、法あるいは政省令に基づく規定等を検討することはあるか。」

（答）

- 個人情報をもとに支援を進める際には、当該情報の取り扱いについて本人から同意を得ているかどうか十分に留意する必要がある。このため、令和2年の社会福祉法改正により、構成員に対する守秘義務を規定した支援会議を創設し、その中であれば個人情報の共有を可能としたところ。
- 会議の構成員についてはケースや議題ごとに柔軟に変更可能であり、個々の支援ニーズに応じて、適宜アドホックな参加を含め整理していただきたい。なお、この点に関し、政省令等で追加的な規定を行う予定はない。

「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和3年3月29日付地域福祉課長通知）より抜粋

P.6 ④会議の実施後

（略）

本人が同意をせず、必要な支援につながっていないということは、支援機関に対する不信感を抱いていたり、問題意識を有していないことも想定される。このため、本人の同意がない中で「家庭」や「居場所」といった個人のプライベートな領域への介入を行ったり、支援機関等との信頼関係が構築されていない段階でむやみに干渉することで、かえって心理的に追い込んでしまう結果となる可能性も否定できない。どのような方法で支援につなげるかについては、支援会議で得られた情報が本人の同意を得ていないことを十分に認識した上で、個人情報が支援会議で共有されていることを本人に伝えないように留意することはもとより、多様な関係者や有識者も交えて、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築していくプロセスが必要となる。

（略）

第3. 守秘義務について

（1）守秘義務の趣旨

支援会議は、その構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係機関や関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けたものである。

支援会議がこうした法律の企図した機能を発揮し、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図り、必要な支援体制にかかる検討を早期かつ適切に行えるようにするために、社会福祉法第106条の6第5項に基づき、すべての構成員がこうした守秘義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方をきちんと理解した上で会議に参加することが基本となる。

また、会議を設置・運営する市町村は、会議の構成員から地域の課題を抱えた方の情報を可能

な限り早期にかつ幅広く集約できるようにするため、構成員が安心して情報を提供できるような実効性の高い仕組み・体制を構築することが必要である。

(略)

(4) 関係機関等に対する協力依頼

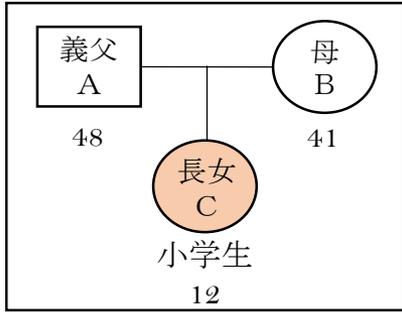
支援会議の設置により、自治体は、構成員同士で情報を共有することができるようになるだけでなく、複雑化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、関係機関等に対して「地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳、その他の必要な協力を求めることができる。」こととされている（社会福祉法第106条の6第3項）。

支援会議から協力を求められた支援関係機関等は、その依頼に基づいた情報提供等の範囲において、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならないことになる。

掲載先：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト
(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/>)

事例1：背景～支援会議

※本事例は、関係者などの個人情報やプライバシー等に配慮し、実例を加工修正しています。



【背景】

他の自治体から9月に転入してきたCさんの一家は、空き家であった老朽家屋（風呂・トイレなし）で同居する3人世帯である。夫婦で運転代行業に従事しているが、生活に困窮している。社会福祉協議会のフードバンクを複数回利用していることから、社協の担当者は生活困窮者自立支援制度の自立相談支援を提案したが、Aさんはそれを拒んでいた。

他方で、学校費の未納について、学校とAさんとの話し合いが行われ、Aさん世帯が生活に困窮していることが判明。学校から教育委員会に、教育委員会から福祉課へと報告され、福祉課は生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員に相談。相談支援員がAさんと複数回面接・訪問し、信頼関係を構築していくことにより、Aさんから自立相談支援を受けることの同意をもらった。

相談支援員は生活保護申請に向けてAさんを保護課につないだものの3ヶ月進展が無い中、相談支援員はAさん宅への訪問を継続していたが、Cさんは、両親の仕事で、施錠された自宅から出られず、暖房もなく、食事をとれず空腹でいること、Cさんがある疾患を抱えていること、学校生活も良好ではないこと等を把握した。相談支援員は児童相談所にも相談したが、両親の対応は貧困や防犯上の理由であるとして直ちに介入することではなく、民生委員協議会を通じた民生委員との連携による地域での見守りと、Cさんが一人である時間帯に保健師と一緒に訪問することでの見守りを続けた。

ある日の朝、相談支援員がAさん宅を訪問したところ、自宅には誰もおらず、民生委員から早朝にCさんが自殺未遂をして病院に救急搬送されたという情報を得た。

Aさんからは自立相談支援の受付時に、Aさん自身の情報を必要に応じて関係機関に提供することについて同意を得ていたが、世帯全員の情報を提供することの同意は得ておらず、相談支援員やつながりのある一部の関係者だけでは、世帯が抱える様々な問題を支援するには限界があると判断された。

【支援会議の招集】

相談支援員は福祉課の相談支援包括化推進員にCさんの自殺未遂に関連して世帯全体の情報について関係機関と共有したい旨を伝え、社会福祉法に基づく支援会議を緊急に開催するよう要請した。直ちにメーリングリスト（モデル事業時より運用）により、福祉課、保護課、児童支援課家庭相談員、健康保健課保健師、教育委員会、小学校教頭・担任、民生委員、主任児童委員、生活困窮者自立相談支援機関（相談支援員）、病院、児童相談所、警察署、消防署を構成員とする支援会議の招集が行われた。

【支援会議】（各機関からの報告：情報の共有）

Cさんが自殺未遂に至ったことに関連する世帯における様々な問題について、各機関から報告がなされた。小学校からは「学校費の滞納やCさんが不衛生と思われ、周囲から避けられていること」、「経済的な理由から最近楽しみにしていた遠足に参加できなかったこと」、相談支援員からは「食事が十分とれておらず、入浴もコインシャワーに週1回行っている程度であること」、「疾患の治療を十分に受けられていないこと」、「夜間暖房のない家に一人で放置されていること」、保護課からは「Aさんが過去を気にして生活保護の申請を頑なに拒んでいること」について、それぞれ報告がなされた。世帯の経済的困窮が主原因となり、Cさんが家庭でも学校生活でも辛い状態に置かれ、心理的に追い詰められていたという認識を共有することができた。

自殺未遂という緊急事態であることから、直ちに具体的支援をするべく、重層的支援会議を早急に開催し、支援に入ることが必要だとされたが、円滑な支援のためには家族全員に対する支援の同意を得る必要があるため、Aさんと人間関係が構築されている相談支援員が連絡することとなった。

事例 1 : 支援会議～重層的支援会議

【経過】

支援会議の方針を受け、その場で相談支援員がAさんに連絡し、BさんとCさんも含めた世帯全体に対する支援の同意を求めた。Cさんが自殺未遂するほど苦しんでいたことを踏まえて、Cさんの処遇を最優先にした支援を開始したいと説明したところ、AさんとしてもCさんに申し訳ないことをしたと思っており、ぜひ支援をお願いしたいと同意書に署名をもらうことができた。

相談支援包括化推進員は、同意が得られたことを確認した時点で、Cさんの自殺未遂という喫緊の事態であることから開催中の支援会議をそのまま重層的支援会議に移行する旨の了解を出席者から得た。

【重層的支援会議】

学校費等が未納であること、Cさんが食事も取れておらず、疾患の治療を受けられていないことなどは経済的困窮状態が根本的な原因であり、夫妻は十分に稼働可能な状態にあることなどから、まずは経済的困窮状態を改善しつつ、Cさんが退院後、安心安全な環境で学校生活を送れるよう、世帯全体を多機関協働により包括支援することになった。

生活の基盤を安定させるため、生活保護を受給したことで、学校費等の滞納は解消された。年が明けた1月に風呂・トイレのある住環境に移り、夫妻は生活保護の自立支援プログラムにより新たな就労に向けた訓練を開始した。

Cさんは心のサポートが必要であり、保健師が小学校の養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、引き続き関わっていくこととなった。

【ポイント】

自殺未遂者の属する世帯が様々な問題を抱えている場合、早期に支援会議を開催して、関係する支援者全員が世帯全体に関する情報を共有することにより、直ちに、根本的な問題は何かを把握し、どの関係者がどのように関わるのが最も有効かつ適切かといった方針を決定することができ、その後重層的支援会議における具体的な支援計画の立案や各分野における実際の支援もスムーズに行うことが可能となる。

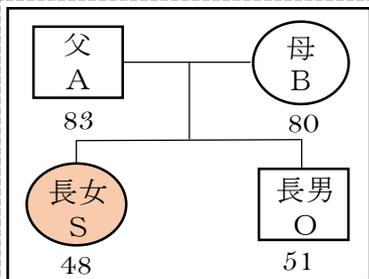
そのためのコツとして、

- ・多機関連携：複雑・複合的な地域生活課題に対する窓口（支援会議・重層的支援会議）を担当する相談支援包括化推進員が配置されていて、庁内はもとより関係機関で担当者が認識されることで、多機関連携が可能になる。
- ・迅速な対応が可能となる関係作り：日ごろから事例検討の相談に応じており、「協働で支援する意識」を醸成することができれば、メーリングリストの活用により、迅速な会議招集が可能となり、スムーズに支援を進められる。
- ・早期介入の重要さの共有：自殺念慮者への対応について、早期介入が重要であることを関係機関に共有することでスムーズに支援を進められる。
- ・会議録の共有：会議ごとに会議録（概要版）を共有し、支援内容やその解釈に齟齬が起きないように、問題の早期改善に向けた内容を知ることで会議の効果を感じ、会議への帰属意識の醸成やモチベーションの向上とともに、好事例の共有ができる。結果が良くない場合にも、次に何ができるかをともに考えることで、支援技能の向上が期待できる。
- ・支援結果の共有：支援が終了した場合などには、経過報告をまとめ、関係機関へのねぎらいを含めた報告をすることで、参加者の有用感と達成感がもたらされる。

等が挙げられる。支援会議や重層的支援会議に向けた環境づくりに時間をかけて行うことで、必要なときに迅速な協力が得やすくなると考えられる。

事例2：背景～支援会議

(注) 本事例は、関係者などの個人情報やプライバシー等に配慮し、実例を加工修正しています。



【背景】

Sさん一家は父Aさん、母Bさん、兄Oさんとの4人同居世帯である。Sさんは高校卒業後、地元を離れて就職したが、3年前に職場の人間関係に悩み会社を辞めている。その際、うつ病の可能性を指摘されたことから地元に戻り、精神科病院を受診したところ、統合失調症と診断され、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受け、障害基礎年金2級を受給している。現在も精神科病院に通院、服薬治療中であり、自宅でひきこもり状態になっている。1か月前、Sさんが自殺未遂をし、精神科病院に入院したため、病院のMSWが本人の了解を得た上で、自治体の健康保健課の保健師にSさんの自殺未遂の事実とその原因はAさんからの性的暴行である可能性を共有し、支援を要請した。

保健師は今後のSさんの支援体制を考えるべく、Sさん宅を訪問し、Bさんと話をする中でAさんが長年家計を顧みずよく飲みに出かけ、飲酒してはSさんだけでなく、Bさんにも暴言、暴力を振るってきたことを把握した。また、Bさんの普段の身なりは綺麗ではなく、少し尿臭も気になった。また、家計が苦しいことを民生委員に相談していると聞いた。長男のOさんもひきこもり状態で生活困窮者自立支援制度の相談支援員が関わっているようだった。

Sさんの処遇について保健師がBさんと協議を重ねていたところ、Aさんが家で急に嘔吐し、意識がなくなってしまうため、総合病院に救急搬送された。保健師は、自身の受け持つSさんの他、Aさん、Bさん、Oさんそれぞれの抱える問題について、Aさんの入院を契機に対応が迫られているのではないかと感じたものの、Sさんや家族の個人情報をどこまで他部署や他の支援者に開示してよいものか判断がつかず、相談支援包括化推進員に助言を求めたところ、社会福祉法に基づく支援会議の情報を得たため、庁内連携会議を通じて支援会議の趣旨を理解していた上司（重層的支援会議の概要が報告され、会議の効果が認識されている）と協議し、相談支援包括化推進員が所属する支援会議担当の福祉課にこのケースをつなぐこととなった。

【支援会議の招集】

保健師から相談支援包括化推進員に自殺未遂歴のあるSさんに関連する世帯全体の情報について関係機関と共有したい旨を伝え、支援会議の開催を要請し、アセスメントシートを提供した。入院中のAさんに対する対応も急を要することから、すぐにメーリングリストを通じて、関係機関として、福祉課、障害福祉課、健康保健課（保健師）、地域包括支援センター、民生委員、生活困窮者自立相談支援機関（相談支援員）、総合病院MSW、精神科病院MSW、基幹相談支援センターに対して、支援会議の招集がなされ、翌日に会議が開催された（担当者の参加が難しい場合は代理出席を認めた）。

【支援会議】（各機関からの報告：情報の共有）

Sさんの自殺未遂に関連して、家族それぞれが抱える様々な問題について、各機関から報告がなされた。精神科病院MSWからは「Sさんの病歴やSさんの自殺未遂の原因としてAさんからの性的暴行が考えられること」、保健師からは「Aさんの飲酒歴、家庭内暴力、家計の問題があること」、総合病院MSWからは「Aさんは今後寝たきりとなり特養入所が必要であること」、「Bさんには腎臓疾患があり、紙おむつを使用しているが十分な治療を受けられていないこと」、相談支援員からは「Oさんが退職後ひきこもり状態だが就労支援をしていること」について報告された。これらの報告により、関係者がそれまで部分的・断片的にしか把握できていなかった世帯全体の様々な問題を参加者全員が情報共有でき、家族それぞれの抱える問題が絡まり合う中で、世帯全体として事態が悪化しているという認識を共有することができた。

Aさんの退院は2か月後に予定されており、退院後Aさんと日常的に接することによるSさんの再度の自殺企図の防止が最重要かつ喫緊の課題であることが構成員の間で共通認識となった。

相談支援包括化推進員から、既に支援に携わっている保健師と相談支援員を中心に、家族全員に対する支援について家族の同意を得たうえで、丁寧かつ慎重に関わっていくことが支援方針として示された。

事例2：支援会議～重層的支援会議

【経過】

支援会議の方針を受け、保健師と相談支援員が訪問を重ね、母のBさんから、生活が苦しいことをSさんとOさんに直接伝えることにより、SさんとOさんも保健師と相談支援員を始めとする外部の支援者に家族全体の支援を依頼することを了解し、家族全員に同意書への署名をいただいた。

相談支援包括化推進員は同意を得た旨の連絡が入った時点で地域包括支援センターに連絡し、市内の特養に空きが出る予定との情報を得たことから、特養の関係者にも支援会議への出席を依頼した。

相談支援包括化推進員はAさんの特養への入居のタイミングを逃がさないため、早急に具体的な支援方針を立てるべく、支援会議をそのまま重層的支援会議に移行する旨の了解を出席者から得た。

【重層的支援会議】

SさんがAさんとの距離を取れることにより、自殺企図の再発も防止できると見込まれたことから、Aさんの病状への手当てと要介護認定、特養の空き状況の把握と申し込み、家計全体の収支状況等の確認、Bさんの健康問題への対応、Oさんの就労希望の実現、Sさんの精神状態への対応等、世帯の抱える多様な問題について、多機関協働により包括支援することになった。

Aさんは要介護4と認定され、特養への入居が決まり、自己負担額も年金の範囲内に収まった。Bさんは要支援2と認定され、紙おむつ費の支給が可能となった。Oさんの就労継続支援B型事業所での勤務やSさんの地域活動支援センターへの通所、Sさんが家計の一部を負担することなども決まり、家族の生活状況は大きく改善された。

Sさんには引き続き心のサポートが必要であり、保健師がBさん、地域活動支援センターとも連携し、関わっていくことになった。

【ポイント】

多様な関係者が参加する支援会議や重層的支援会議については、各人が把握している断片的な事実関係を重ね合わせることで全体的な事実関係を正確に認識し、適切な方針を決定することができる。議事録の概要版を構成員で共有し、支援内容やその解釈に齟齬が起きないようにする必要もある。毎月行われる部課長級の庁内連携会議において、複数の事例報告がなされる等、庁内全体において、重層的支援体制整備事業を適切に活用していく土壌を日々形成していくことも重要である。

この支援の中で重視した点は、

- ・複雑・複合的な地域生活課題に対する窓口（支援会議・重層的支援会議）を担当する相談支援包括化推進員が配置されていて、庁内で認識があったこと
 - ・早い段階から問題意識を持った担当だけで抱えずに、相談支援包括化推進員に助言を求めたこと
 - ・迅速に対応方針を決めるため、会議へは代理出席も可能としていること
 - ・支援会議の中で、自殺未遂の重大さについて共通認識され、重層的支援会議についても周知されており、その開催のメリットが庁内及び関係機関で共有されていたこと
 - ・多機関協働によるサポートの重要性が早くから認識されていたこと
- 等であり、支援会議、重層的支援会議の有用性の事前の周知が自殺対策に上手く結びついた事例と考えられる。